

平成30年度第1回
太田市国民健康保険運営協議会

平成30年7月4日（水） 午後2時

太田市役所議会棟4階 常任委員会室

■太田市国民健康保険の状況

1. 被保険者数及び世帯数

(単位:人・世帯)

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全市	人口	220,078	219,789	219,753	220,121	220,407	221,234	221,988	223,030	223,786	224,545	224,703
	世帯数	83,987	84,457	85,174	86,336	87,538	89,007	90,658	92,318	93,920	95,505	95,822
被保険者数	一般	61,980	60,628	60,883	60,544	59,977	59,645	58,684	57,460	54,948	52,430	52,389
	退職	2,863	3,064	2,840	2,909	2,548	2,144	1,593	1,171	772	364	295
	計	64,843	63,692	63,723	63,453	62,525	61,789	60,277	58,631	55,720	52,794	52,684
国保加入世帯数		34,129	33,806	34,147	34,352	34,366	34,415	34,015	33,571	32,604	31,637	31,644
加入率	被保険者	29.5%	29.0%	29.0%	28.8%	28.4%	27.9%	27.2%	26.3%	24.9%	23.5%	23.4%
	世帯数	40.6%	40.0%	40.1%	39.8%	39.3%	38.7%	37.5%	36.4%	34.7%	33.1%	33.0%

※平成20年度から29年度までは年度末日(3/31)の数値。平成30年度は平成30年5月末日の数値。

2. 国民健康保険税

区分	20年度		21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	旧太田市	旧3町	旧太田市	旧3町									
医療分	所得割	7.7%	7.5%	7.7%	7.5%	7.5%							
	資産割	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	15.0%	廃止						
	均等割	26,000円	22,000円	26,000円	22,000円	25,000円							
	平等割	24,000円					23,000円						
支援金分	所得割					2.0%							
	資産割	7.0%				廃止							
	均等割	8,000円											
	平等割	6,000円											
介護分	所得割	1.3%	1.2%	1.3%	1.6%								
	資産割	6.0%		6.0%		廃止							
	均等割	6,000円	5,300円	6,000円		8,000円							
	平等割	4,000円	3,600円	4,000円		5,000円							
限度額	医療分	470,000円			500,000円	510,000円			520,000円	540,000円	580,000円		
	支援金分	120,000円			130,000円	140,000円		160,000円	170,000円	190,000円			
	介護分	90,000円		100,000円		120,000円		140,000円	160,000円				
	計	680,000円		690,000円		730,000円	770,000円		810,000円	850,000円	890,000円	930,000円	

■平成29年度太田市国民健康保険特別会計決算（見込）

●歳入

（単位：円）

科目	28年度	29年度 （見込額）	増減額	前年度比 （％）
国民健康保険税	5,239,124,410	5,041,694,994	▲ 197,429,416	▲ 3.8
国庫支出金	5,598,931,126	5,548,710,690	▲ 50,220,436	▲ 0.9
療養給付費等交付金	293,607,925	239,358,053	▲ 54,249,872	▲ 18.5
前期高齢者交付金	5,362,124,573	5,858,597,735	496,473,162	9.3
県支出金	1,373,039,976	1,394,841,483	21,801,507	1.6
共同事業交付金	5,780,147,567	5,563,943,673	▲ 216,203,894	▲ 3.7
財産収入	3,997	1,463	▲ 2,534	▲ 63.4
一般会計繰入金	1,935,763,299	1,470,036,580	▲ 465,726,719	▲ 24.1
基金繰入金	0	0	0	-
繰越金	6,129,118	2,816,456	▲ 3,312,662	▲ 54.0
諸収入	74,579,773	91,774,252	17,194,479	23.1
合計	25,663,451,764	25,211,775,379	▲ 451,676,385	▲ 1.8

●歳出

（単位：円）

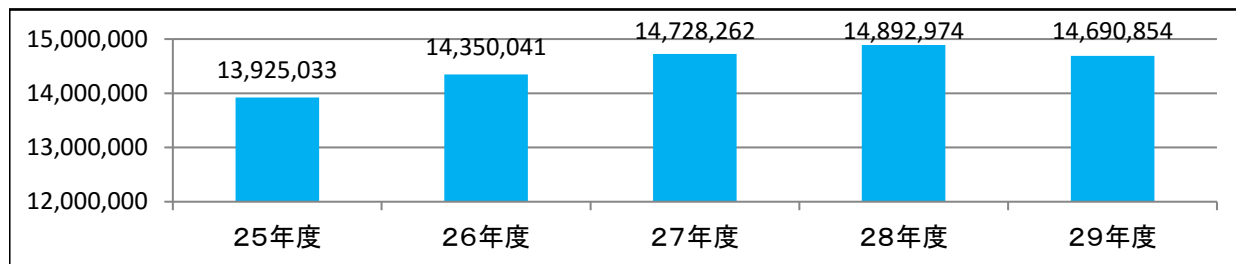
科目	28年度	29年度 （見込額）	増減額	前年度比 （％）
総務費	105,826,055	111,783,332	5,957,277	5.6
保険給付費	15,083,560,792	14,852,062,395	▲ 231,498,397	▲ 1.5
後期高齢者支援金等	3,134,772,367	3,087,501,718	▲ 47,270,649	▲ 1.5
前期高齢者納付金等	2,282,829	11,226,556	8,943,727	391.8
老人保健拠出金	87,926	55,953	▲ 31,973	▲ 36.4
介護納付金	1,136,579,056	1,102,059,104	▲ 34,519,952	▲ 3.0
共同事業拠出金	5,914,210,163	5,692,205,499	▲ 222,004,664	▲ 3.8
保健事業費	180,307,510	176,007,721	▲ 4,299,789	▲ 2.4
基金積立金	3,997	1,463	▲ 2,534	▲ 63.4
諸支出金	103,004,613	99,069,321	▲ 3,935,292	▲ 3.8
合計	25,660,635,308	25,131,973,062	▲ 528,662,246	▲ 2.1

収支差引	2,816,456	79,802,317	76,985,861	-
------	-----------	------------	------------	---

■ 国民健康保険財政の推移

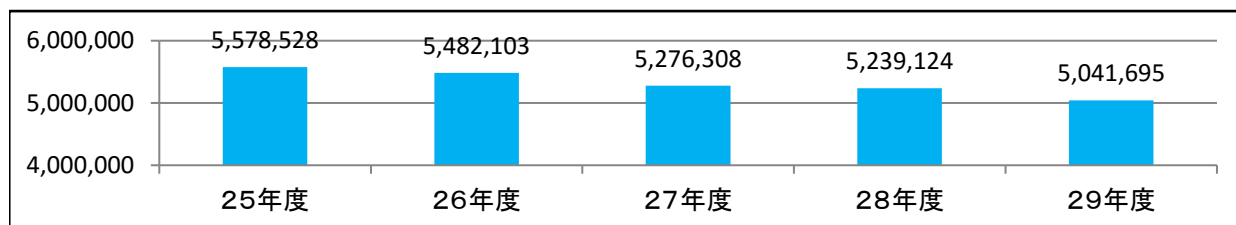
1. 医療費(療養給付費、療養費、高額療養費の合計額)

年度	総額			1人当たりの医療費		
	金額(千円)	前年度比		金額(円)	前年度比	
		金額(千円)	伸び率(%)		金額(円)	伸び率(%)
25年度	13,925,033	54,397	0.6	225,364	3,523	1.6
26年度	14,350,041	425,008	3.1	238,068	12,704	5.6
27年度	14,728,262	378,221	2.6	251,203	13,135	5.5
28年度	14,892,974	164,712	1.1	267,282	16,079	6.4
29年度	14,690,854	▲ 202,120	▲ 1.4	278,267	10,985	4.1



2. 国民健康保険税

年度	収入済額(千円)	前年度比		調定額(千円)	収納率(%)
		増減額(千円)	伸び率(%)		
25年度	5,578,528	▲ 27,888	▲ 0.5	10,469,790	53.28
26年度	5,482,103	▲ 96,425	▲ 1.7	10,324,657	53.10
27年度	5,276,308	▲ 205,795	▲ 3.8	9,930,989	53.13
28年度	5,239,124	▲ 37,184	▲ 0.7	9,589,375	54.63
29年度	5,041,695	▲ 197,429	▲ 3.8	9,017,415	55.91



※各年度の決算額増減要因

・25年度の減少

税制改正(特定継続世帯:医療分と支援金分の平等割額を3年間1/4軽減)に伴う軽減額の増加、被保険者数の減少

特定継続世帯影響額(本算定時):955世帯、約690万円の減収

・26年度の減少

税制改正(5割減額対象の算定に世帯主を追加、2割減額対象の所得算定額の引き上げ)

被保険者数の減少

・27年度の減少

被保険者数の減少

税制改正(5割減額と2割減額対象の所得算定額の引き上げ)

・28年度の減少

被保険者数の減少

税制改正(5割減額と2割減額対象の所得算定額の引き上げ)

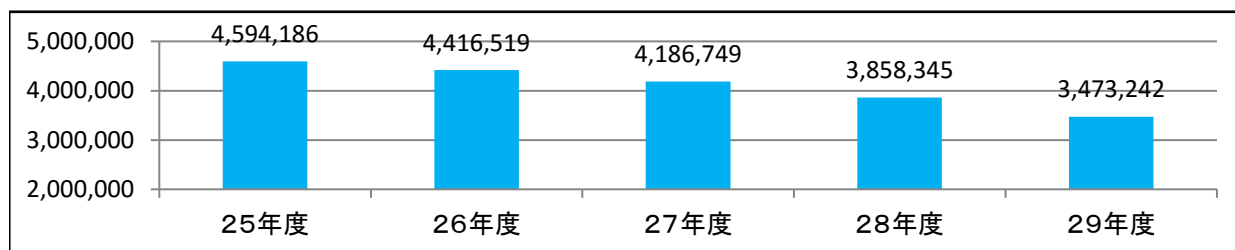
・29年度の減少

被保険者数の減少

税制改正(5割減額と2割減額対象の所得算定額の引き上げ)

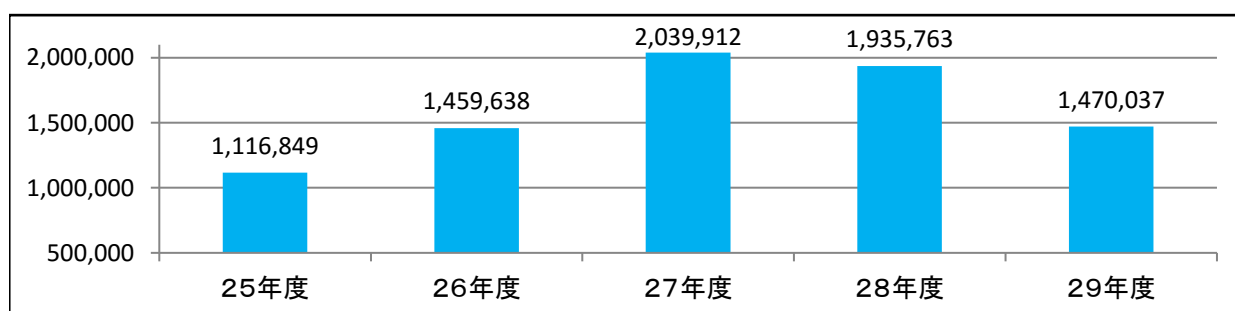
3. 国民健康保険税滞納額

年度	滞納額(千円)	前年度比	
		増減額(千円)	伸び率(%)
25年度	4,594,186	45,207	1.0
26年度	4,416,519	▲ 177,667	▲ 3.9
27年度	4,186,749	▲ 229,770	▲ 5.2
28年度	3,858,345	▲ 328,404	▲ 7.8
29年度	3,473,242	▲ 385,103	▲ 10.0



4. 一般会計繰入金

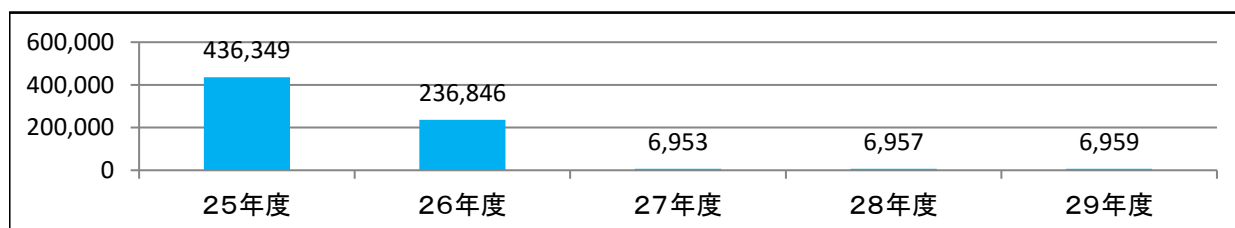
年度	金額(千円)	前年度比	
		増減額(千円)	伸び率(%)
25年度	1,116,849	▲ 40,436	▲ 3.5
26年度	1,459,638	342,789	30.7
27年度	2,039,912	580,274	39.8
28年度	1,935,763	▲ 104,149	▲ 5.1
29年度	1,470,037	▲ 465,726	▲ 24.1



※27年度は239,514千円、28年度は408,768千円の基金等不足相当分を含む。

5. 基金

年度	残高(千円)	前年度比	
		増減額(千円)	伸び率(%)
25年度	436,349	▲ 199,671	▲ 31.4
26年度	236,846	▲ 199,503	▲ 45.7
27年度	6,953	▲ 229,893	▲ 97.1
28年度	6,957	4	0.1
29年度	6,959	2	0.0



■保健事業の推移

1. 特定健診の実績

(単位:人)

区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (法定報告前)
特定健診	対象者数	39,199	38,895	42,199	36,899	40,890
	受診者数	14,066	14,564	15,821	14,332	15,306
	受診率%	35.9	37.4	37.5	38.8	37.4
特定保健指導 (動機付け)	対象者数	1,264	1,354	1,502	1,410	1,024
	終了者数	115	149	119	74	42
	終了率%	9.1	11.0	7.9	5.2	4.1
特定保健指導 (積極的)	対象者数	425	441	446	375	284
	終了者数	22	18	19	23	5
	終了率%	5.2	4.1	4.3	6.1	1.8

※特定健診はメタボリックシンドロームに着目した健診で、健診結果から生活習慣病の発症リスクが高い人には特定保健指導で生活習慣を見直すサポートをします。

2. 人間ドックの実績

(単位:人)

区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日帰り		982	1,005	1,040	1,275	1,300
一泊		373	391	392	366	343
脳		92	104	101	98	61
歯科		2	2	4	6	廃止
合計		1,449	1,502	1,537	1,745	1,704
前年度比	増減数	148	53	35	208	▲ 41
	増減率%	11.8	3.7	2.3	13.5	▲ 2.3

■平成30年度国民健康保険特別会計当初予算

●予算措置

(単位：千円)

年度	当初予算額	増減額	前年度比
28年度	26,181,070	661,737	2.6%
29年度	26,301,477	120,407	0.5%
30年度	22,716,035	▲3,585,442	▲13.6%

●歳入・歳出の概要

【歳入】

(単位：千円)

款	30年度予算額	29年度予算額	増減額
①国民健康保険税	4,774,271	5,329,524	▲555,253
②国庫支出金	1	5,418,738	▲5,418,737
③県支出金	16,299,332	1,403,726	14,895,606
④財産収入	1	3	▲2
⑤繰入金	1,593,265	1,856,038	▲262,773
⑥繰越金	1	2	▲1
⑦諸収入	49,164	48,240	924
廃)療養給付費等交付金	0	312,935	▲312,935
廃)前期高齢者交付金	0	5,816,367	▲5,816,367
廃)共同事業交付金	0	6,115,904	▲6,115,904
計	22,716,035	26,301,477	▲3,585,442

【歳出】

(単位：千円)

款	30年度予算額	29年度予算額	増減額
①総務費	117,107	112,187	4,920
②保険給付費	16,128,548	15,388,189	740,359
③国民健康保険事業費納付金	6,175,151	0	6,175,151
④共同事業拠出金	10	6,116,647	▲6,116,637
⑤財政安定化基金拠出金	1	0	1
⑥保健事業費	205,568	215,128	▲9,560
⑦基金積立金	3	5	▲2
⑧公債費	501	500	1
⑨諸支出金	39,146	35,443	3,703
⑩予備費	50,000	50,000	0
廃)後期高齢者支援金等	0	3,312,310	▲3,312,310
廃)前期高齢者納付金等	0	3,918	▲3,918
廃)老人保健拠出金	0	200	▲200
廃)介護納付金	0	1,066,950	▲1,066,950
計	22,716,035	26,301,477	▲3,585,442

●歳入

1. 国民健康保険税

(30年度予算額 4,774,271 千円／前年度比▲555,253 千円 ▲10.4%)

目	節	30年度予算額	29年度予算額	増減額
一般 被保険者	現年課税分	4,279,485	4,666,846	▲387,361
	滞納繰越分	456,930	541,567	▲84,637
	計	4,736,415	5,208,413	▲471,998
退職 被保険者	現年課税分	30,409	113,978	▲83,569
	滞納繰越分	7,447	7,133	314
	計	37,856	121,111	▲83,255
合計		4,774,271	5,329,524	▲555,253

- ・現年課税分収納率は86.50%（一般）、95.50%（退職）で算定し、収納額は4,309,894千円を計上。
- ・滞納繰越分収納率は13.39%で算定し、収納額は464,377千円を計上。
- ・現年課税分調定見込額 4,979,227千円／前年度比▲503,691千円 ▲9.2%
- ・滞納繰越分調定見込額 3,468,111千円／前年度比▲572,417千円 ▲14.2%

2. 国庫支出金

(30年度予算額 1千円／前年度比▲5,418,737千円 ▲99.9%)

- ・大規模災害時に国保税を減免した場合、国から補填がある災害臨時特例補助金のみ存目計上した。
- ・平成30年度からの国保制度改正により、国が交付する財政調整交付金、療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金は、県から保険給付費等交付金として交付されることになるとともに、高額医療費共同事業負担金が廃止になったため、大幅減額となった。

3. 県支出金

(30年度予算額 16,299,332千円／前年度比 14,895,606千円 +1,061.1%)

- ・県から交付される保険給付費等交付金 16,299,332千円（普通交付金 15,927,915千円＋特別調整交付金 371,417千円）を計上した。
- ・平成30年度からの国保制度改正により創設された保険給付費等交付金は、市町村の保険給付に要した費用を交付する「普通交付金」と、市町村の財政状況、その他特殊要因や事業の財政調整を行う「特別交付金」の2つに分けられる。
- ・普通交付金は、市町村の療養給付の費用額から一部負担金の相当額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要した費用の全額に相当する額が交付されるほか、群馬県国保連合会が市町村から委託を受けて行う審査の支払手数料の全額が交付される（本市 15,927,915千円）。
- ・特別交付金は、特別調整交付金分、保険者努力支援交付金分、県調整繰入金分、特定健康診査等負担金分から構成される。
- ・特別交付金分は、非自発的失業者の保険税軽減や保健事業に要した費用などに対して交

付される（本市 33,205 千円）。

- ・保険者努力支援交付金分は、平成 30 年度に新設（実際は 28 年度から前倒し実施）されたもので、保険者の医療費適正化や保健事業などの取り組みの評価に応じて交付される（本市 72,786 千円）。
- ・県調整繰入金分は、県が一般被保険者の療養給付費等の 6%相当額を「1 号繰入金」として交付するものと、2%相当額（定率 1%+収納率目標達成や特定健診実施率などの実績評価 1%）を交付する「2 号繰入金」から構成される（本市 198,350 千円）。
- ・「1 号繰入金」は 6%相当額のほか 1%相当分が別にあり、県は激変緩和財源として市町村に交付している（本市は交付対象外）。
- ・特定健康診査等負担金分は、特定健診と特定保健指導に要した費用の 2/3 の額が交付される（本市 67,076 千円）。特定健診と特定保健指導は、国、県、市町村が 1/3 ずつ費用を負担することになっている。

4. 財産収入

（30 年度予算額 1 千円／前年度比▲2 千円 ▲66.7%）

- ・国民健康保険基金の預金利子を計上した。

5. 繰入金

（30 年度予算額 1,593,265 千円／前年度比▲262,773 千円 ▲14.2%）

①一般会計繰入金 1,593,264 千円

国の示す繰入基準などにより、以下の項目をそれぞれ計上した。

- ・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）758,992 千円
県が 3/4（一般会計の国民健康保険基盤安定負担金で歳入）、市が 1/4（交付税対応）を負担する。
- ・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）429,447 千円
国 1/2、県 1/4 の負担（一般会計の国民健康保険基盤安定負担金で歳入）、市が 1/4（交付税対応）を負担する。
- ・事務費等繰入金 116,997 千円
国保事業を運営するための一般事務費を繰り入れる。
- ・出産育児一時金繰入金 89,600 千円
出産育児一時金の費用の 2/3 を繰り入れる。420,000 円×320 件×2/3。
- ・財政安定化支援事業繰入金 70,551 千円
保険者の責めに帰すことのできない特別な事情（低所得者が多い、高齢者が多い）により認められた繰入金。
- ・その他一般会計繰入金 127,677 千円
福祉医療費ペナルティ相当額の繰入金。県制度分 66,315 千円（53,095 千円+市単分 13,220 千円）30 年度から未就学児までに限りペナルティは廃止される。
健康増進事業分（特定健診クリアチニン検査の費用に対する県からの補助）929 千円
基金等不足相当分 60,433 千円

②国民健康保険基金繰入金 1 千円

- ・国民健康保険基金に繰り入れる費用を存目計上した。

6. 繰越金

(30年度予算額 1千円／前年度比▲1千円 ▲50.0%)

- ・前年度繰越金を存目計上した。

7. 諸収入

(30年度予算額 49,164千円／前年度比+924千円 +1.9%)

- ・預金利子や雑入（第三者納付金や各種返納金など）を計上した。

●歳出

1. 総務費

(30年度予算額 117,107千円／前年度比+4,920千円 +4.4%)

- ・国保事業を運営するための一般事務費（総務管理費、徴税費、運営協議会費）を計上した。
- ・総務管理費 72,465千円
- ・徴税費 43,835千円
- ・運営協議会費 807千円

2. 保険給付費

(30年度予算額 16,128,548千円／前年度比+740,359千円 +4.8%)

- ・療養諸費は、県が算定した金額を基本に計上した。
- ・退職被保険者の減少に伴い退職被保険者への給付が減少し、出産育児一時金と葬祭費は実績を勘案し計上した。

●保険給付費の計上状況

(単位：千円)

項	目	30年度 予算額	29年度 予算額	前年度比
療養諸費	一般被保険者療養給付費	13,750,642	13,065,429	685,213
	退職被保険者等療養給付費	47,782	197,559	▲149,777
	一般被保険者療養費	179,867	178,359	1,508
	退職被保険者等療養費	540	2,084	▲1,544
	審査支払手数料	46,165	49,386	▲3,221
高額 療養費	一般被保険者高額療養費	1,937,131	1,710,620	226,511
	退職被保険者等高額療養費	8,453	24,682	▲16,229
	一般被保険者高額介護合算療養費	3,000	3,000	0
	退職被保険者等高額介護合算療養費	100	300	▲200
移送費	一般被保険者移送費	300	300	0
	退職被保険者等移送費	100	300	▲200
出産育児 諸費	出産育児一時金	134,400	138,600	▲4,200
	支払手数料	68	70	▲2
葬祭諸費	葬祭費	20,000	17,500	2,500
	計	16,128,548	15,388,189	740,359

3. 国民健康保険事業費納付金

(30年度予算額 6,175,151千円／前年度比+6,175,151千円 皆増)

- ・平成30年度からの国保制度改正に伴い、市町村は県に国保事業費納付金の納付するため計上した。
- ・納付金制度は、県全体の保険給付費等（保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金）について、国や県の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度になっている。
- ・納付金額は、県が各市町村の医療費水準や所得水準に応じて算定し決定する。

4. 共同事業拠出金

(30年度予算額 10千円／前年度比▲6,116,637千円 ▲99.9%)

- ・退職者医療制度の対象者を把握するため、年金受給権者リスト代を計上した。
- ・平成30年度からの国保制度改正により、納付金制度が導入されたことで、高額医療費共同事業が廃止になったため、大幅減額となった。
- ・高額医療費共同事業は、高額医療が発生した市町村の国保財政を安定させるため、各市町村が拠出金を拠出し、高額医療の実績に応じて交付金の交付を受ける再保険制度の仕組みで、レセプト1件あたり80万円以上の「高額医療費共同事業」と、全てのレセプトの80万円までの（26年度までは30万円以上80万円まで）「保険財政共同安定化事業」の2事業で運営していた。

5. 財政安定化基金拠出金

(30年度予算額 10千円／前年度比+10千円 皆増)

- ・平成30年度からの国保制度改正により、県に造成された財政安定化基金の拠出金を存目計上した。
- ・市町村が国保税の収納不足で、県から指定された国民健康保険事業費納付金を支払えない場合、市町村は県に設置された財政安定化基金から貸付や交付を受けることができる。
- ・貸付を受けた場合、4年度後（貸付を受けた翌年度は据え置き、その次の年度の3年間で償還）までに償還する。ただし、災害その他特別の事情で、償還費用の確保が著しく困難と県が認める場合、償還期限を7年度後まで延長することができる。貸付金は償還期限までは無利子になっている。
- ・交付を受けられる場合は、被保険者の大多数が災害で著しく損害を受けるなど、県が特別の事情があると認めた時となる。その際は、収納不足市町村に対し、財源不足額のうち保険税収納不足額の1/2以内が交付される。
- ・交付分の補填は、国、県、市町村で1/3ずつを、交付を受けた翌々年度に拠出することになるため存目計上した。

6. 保健事業費

(30年度予算額 205,568千円／前年度比▲9,560千円 ▲4.4%)

①保健事業費 61,431千円

- ・被保険者が受診する人間ドック費用の助成を実施するため、「日帰り」は1,500人、「1泊2日」は390人、「脳」は100人の人数で計上した。
- ・このほか、医療費適正化事業として医療費通知と平成24年度から実施しているジェネリック医薬品差額通知の作成費用などを計上した。

- ・また、今年度は糖尿病性腎症重症化予防事業を外部委託事業として実施する。

②特定健康診査等事業費 144,137 千円

- ・特定健診は平成 20 年度から各保険者に義務付けられた制度で、40 歳から 74 歳までの被保険者を対象に健康診査を実施し、健診結果が一定のリスク基準値を超えた場合は特定保健指導を実施している。
- ・特定健診の対象人数は「個別検診」が 13,300 人、「集団検診」が 1,000 人で計上した。
- ・平成 25 年度から自己負担金（集団 500 円、個別 1,000 円）は無料とした。

7. 基金積立金

(30 年度予算額 3 千円／前年度比▲2 千円 ▲40.0%)

- ・国民健康保険基金の積立金 1,000 円、利子 2,000 円を計上した。

8. 公債費

(30 年度予算額 501 千円／前年度比+1 千円 +0.2%)

- ・国民健康保険事業で財源が不足した際に市中金融機関から貸付を受けた場合の一時借入金
の利子 500,000 円を計上した。
- ・また、平成30年度からの国保制度改正に伴い、県から財政安定化基金の貸付を受けた場
合の償還金を1,000円存目計上した。

9. 諸支出金

(30 年度予算額 39,146 千円／前年度比+3,703 千円 +10.4%)

- ・国保税の還付金や加算金、指定公費負担医療費立替金などを予算計上した。
- ・平成 26 年 3 月の前期高齢者の軽減特例措置終了により、指定公費負担医療費立替金
は 300,000 円の減額を見込んだ。

10. 予備費

(30 年度予算額 50,000 千円／前年度比±0 千円 -%)

- ・予見できない財源不足を補う目的で計上した。

■太田市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分

●要旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、太田市の国民健康保険税の関係条文について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

※地方自治法第179条第1項

普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

●概要

1. 国民健康保険税課税限度額の引き上げ

基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行54万円）に引き上げ、国民健康保険税課税額の限度額を93万円（現行89万円）としました。

2. 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直し

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円（現行27万円）に、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を50万円（現行49万円）にそれぞれ引き上げました。

※経済動向等を踏まえ、5割・2割軽減について物価上昇の影響で軽減判定から外れないよう軽減判定所得を見直したものです。

3. 平成30年度国民健康保険税への影響額（平成30年1月末で試算）

- ・課税限度額の引き上げ　：　約3,100万円の増
- ・5割・2割減額の拡大　　：　約　670万円の減

4. 施行期日

平成30年4月1日

※平成30年度の国民健康保険税から適用し、平成29年度分までの国民健康保険税は従前の例によります。